

- ◆ 一部の悪質なホストクラブなどにおいて、従業員であるホストが若年女性に対して、その好意の感情を不当に利用して、困惑させ、飲食などの提供を受ける契約を結ばせる事例が報告されている
- ◆ また、高額な利用料金の売掛による借金を背負い、その返済のために売春する等の事例も生じており、各関係機関において対応が必要な状況

## 相談窓口、府消費生活センターでの対応

### 【国の動き】

- どこに何を相談してよいか分からない方については、まずは婦人相談所※を最初の相談窓口とし、関係機関が連携しながら支援を実施するよう、厚生労働省が都道府県に通知。

※府は、女性相談センターとドーンセンター（男女共同参画・青少年センター）

相談内容	相談窓口
どこに相談してよいか分からない場合など	都道府県の婦人相談所
ホスト等との契約などにおいて、消費者契約法による取消が可能か等の消費者トラブルに関する相談	地方公共団体の消費生活センター
契約等の取消手続等各種法的トラブルに関する相談	日本司法支援センター（法テラス）
売春等を強要されている、追われている等の犯罪被害に関する相談	都道府県警察
性犯罪・性暴力の被害に関する相談	地域のワンストップ支援センター

### 【府消費生活センター】

- <相談> 消費者契約法に基づく契約の取消に向けて、弁護士相談も活用し、あっせん等を実施。府内消費生活相談窓口へ寄せられたホストクラブに関する相談件数（高額請求以外も含む）は、年間20件程度で推移しており、上記窓口設置以降も件数の変化は見られない。
- <啓発> 相談の状況や国の動向も注視しつつ、必要に応じて各関係機関と情報共有を図り、相談窓口の周知などについて、HPやSNS等での啓発を実施。

### 【課題】

- ✓ 消費生活相談の件数は少ないが、被害にあっている方が、いわゆるマインドコントロールの状態にあり、被害にあっているという認識がない場合もあり、気づきを含めた啓発が必要
- ✓ 一度被害に遭うと回復が困難であることから、若者の被害の未然防止に向けて、啓発や消費者教育の充実が必要
- ✓ 契約の取消を立証することは難しく、消費生活相談があっても弁護士相談を紹介しているのが実情

## 消費者契約法の適用について

- 平成30年に消費者契約法の一部が改正（取り消しうる不当な勧誘行為の追加等）され、好意の感情を不当に利用した契約、いわゆる「デート商法」について、第4条第3項第6号において取消権を定めている。（別紙参照）  
→ホストクラブなどにおける飲食等の契約も、取り消すことができる可能性がある。

※民事ルールであり、最終的には個別具体的な事案に即し、司法の場で判断

### <参考>

契約の取消要件である「勧誘者も消費者に同様の感情を抱いていると誤信していること」等の立証方法に関する考え方

- ・例えば、勧誘者との間のメールやLINE等のやりとり、日記とかフェイスブックの内容等により主張、立証すること、加えて、センター相談記録を用いて主張・立証する
- ・（同一事業者に関する相談がない場合）同一の勧誘者が同一時期に複数の人に同じ口で勧誘を行っていることについて、フェイスブックやネット上に記載した被害内容の告白などを根拠に主張、立証する
- ・（フェイスブック等で立証ができない場合）自分でつけたメモ、あるいは友達に相談しているということをもって立証していくというのも一般的

※平成30年5月17日の衆議院「消費者問題に関する特別委員会」における消費者庁答弁より

### 【課題】

- ✓ 上記立証方法に関する考え方は、消費者庁等において広く周知されているとはいえず、積極的な情報発信が必要
- ✓ 取消を立証するために、他に有効な手法がないか等について、検討が必要

## 本審議会での意見を踏まえ、より効果的な取組を検討

### 取組の方向性（案）

- マルチ商法や靈感商法等の消費者被害対策を参考にした啓発や情報提供
  - ・ ホストクラブの利用が想定される若者などへの啓発の強化
  - ・ 家計管理や身の丈にあったお金の使い方などに関する消費者教育の充実

- 消費生活相談等において、契約取消の立証方法などに関する情報を提供
- 立証方法についての周知徹底等について、国に対して働きかけを実施